

令和4年度8月補正予算（知事専決処分）の概要

一般会計補正予算（第5号）（議案第3号）は、

新型コロナウイルス感染症への対応に必要な予算43億89百万円を計上。

[内容]

- (1) 新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応 4,389百万円
 - ・ 新型コロナウイルスの感染拡大への対応 3,259百万円
 - ・ 高齢者施設における介護サービスの継続支援 46百万円
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対する支援 1,084百万円

令和4年度9月補正予算の概要

一般会計補正予算（第6号）（議案第1号）は、

新型コロナウイルス感染症への対応や災害関連事業のほか、熊本県産あさりを守り育てる取組みの着実な推進等に必要予算111億29百万円を計上。

[主な内容]

- (1) 新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応 7,195百万円
 - ・ 新型コロナウイルスの感染拡大への対応 3,768百万円
 - ・ 高齢者施設や小中学校における集中的検査等の実施 2,531百万円
 - ・ 交通事業者に対する支援 607百万円
- (2) 災害関連事業 3,653百万円
 - ・ 令和4年4～7月の梅雨前線豪雨等からの復旧 2,252百万円
 - ・ 五木村道白蔵線の早期復旧 310百万円
- (3) その他 281百万円
 - ・ 熊本県産あさりを守り育てる取組みの着実な推進 50百万円
 - ・ 夜間中学の整備 25百万円

一般会計補正予算（第7号）（議案第60号・追加提案分）は、

赤潮被害にあった養殖業者の早期事業再開等に向けた支援に必要な予算140百万円を計上。

[内容]

- (1) 赤潮被害にあった養殖業者の早期事業再開等に向けた支援 140百万円
- ・ 赤潮被害経営再建緊急支援事業 140百万円

8月補正予算（知事専決処分）及び9月補正予算（追加提案分含む）の合計は、一般会計で156億577万円の増額補正であり、補正後の予算規模は、9,382億76百万円となる。

（単位：百万円）

会 計 名	補正前の額	9月補正額		合 計
		8月補正額 8月2日専決 (第5号)	追加提案分 (第7号)	
一 般 会 計	922,618	4,389	140	938,276

（注）各項目についての計数は、表示単位未満を四捨五入したものであり、その内訳は合計と一致しない場合がある。

第3号 令和4年度熊本県一般会計補正予算(第5号)
 第1号 令和4年度熊本県一般会計補正予算(第6号)
 第60号 令和4年度熊本県一般会計補正予算(第7号)

歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

区 分	補正前の額	8月補正額 (第5号)	9月補正額		合 計	補正額の説明
			冒頭提案分 (第6号)	追加提案分 (第7号)		
1 県 税	165,971,622				165,971,622	
2 地方消費税清算金	80,712,156				80,712,156	
3 地方譲与税	24,654,627				24,654,627	
4 地方特例交付金	602,890				602,890	
5 地方交付税	219,481,000				219,481,000	
6 交通安全対策特別交付金	288,722				288,722	
7 分担金及び負担金	4,168,383				4,168,383	
8 使用料及び手数料	9,267,859				9,267,859	

(単位：千円)

区	分	補正前の額	8月補正額 (第5号)	9月補正額		合計	補正額の説明
				冒頭提案分 (第6号)	追加提案分 (第7号)		
9	国庫支出金	193,029,525	4,226,087	7,486,753	44,800	204,787,165	国庫負担金 2,554,439 国庫補助金 9,198,561 国庫委託金 4,640
10	財産収入	1,546,989				1,546,989	
11	寄附金	239,423				239,423	
12	繰入金	60,061,112		18,781		60,079,893	安心子ども基金繰入金 18,781
13	繰越金	1,210,025	162,500	1,909,345	95,095	3,376,965	繰越金 2,166,940
14	諸収入	82,117,923		336,053		82,453,976	受託事業収入 310,119 雑入 25,934
15	県債	79,266,000		1,378,000		80,644,000	農林水産債 151,000 土木債 771,000 災害復旧債 456,000
	合計	922,618,256	4,388,587	11,128,932	139,895	938,275,670	

(歳出)

(単位：千円)

区	分	補正前の額	8月補正額 (第5号)	9月補正額		合計	補正額の説明
				冒頭提案分 (第6号)	追加提案分 (第7号)		
1	一般行政経費	625,891,910	2,194,587	6,801,106	139,895	635,027,498	
(1)	人件費	173,389,753		1,570		173,391,323	感染症発生動向調査事業 1,570
(2)	扶助費	113,983,467				113,983,467	
(3)	物件費	43,475,998	1,110,587	5,425,363		50,011,948	高齢者施設等における クラスター発生防止対策事業 軽症者等療養支援体制 整備事業 2,381,680 1,404,121
(4)	その他	295,042,692	1,084,000	1,374,173	139,895	297,640,760	新型コロナウイルス感染症 保健所機能強化事業 天草空港運航支援対策事業 631,521 312,227

(単位：千円)

区	分	補正前の額	8月補正額 (第5号)	9月補正額		合計	補正額の説明
				冒頭提案分 (第6号)	追加提案分 (第7号)		
2	投資的経費	178,666,658	2,194,000	4,327,826		185,188,484	
	(1) 普通建設事業費	138,940,315	2,194,000	1,805,083		142,939,398	
	補助	90,872,760	2,194,000	845,798		93,912,558	新型コロナウイルス感染症 入院医療機関設備整備事業 2,497,000
	単独	48,067,555		959,285		49,026,840	障がい者福祉施設整備費 89,770
	(2) 災害復旧事業費	22,970,685		2,522,743		25,493,428	単県河川等災害関連連事業費 772,112 単県治山事業(県営事業) 111,345 現年発生河川等補助 1,239,712 災害復旧費 625,412 現年林道災害復旧事業
	(3) 国直轄事業負担金	16,755,658				16,755,658	
3	公債	101,634,684				101,634,684	
4	繰出金	16,425,004				16,425,004	
	合計	922,618,256	4,388,587	11,128,932	139,895	938,275,670	

令和4年度9月補正予算総括表

知事公室
一般会計

(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財			一般財源
				特 国	定 支	財 出	
知事公室付	67,586		67,586				
秘書グループ	241,468		241,468				
広報グループ	379,906		379,906				
くまモングループ	856,735		856,735				
危機管理防災課	2,684,245		2,684,245				
一般会計計	4,229,940		4,229,940				
部局計							
部局合計	4,229,940		4,229,940				

令和4年度9月補正予算県議会説明資料

繰越明許費（設定）

危機管理防災課

(単位:千円)

議案 頁数	款	項	目	繰越明許費	事	項
5	総務費	防災費	防災総務費	60,720	防災センター整備事業	

令和4年度9月補正予算総括表

総務部

一般会計

(単位:千円)

課	名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
					特定財源				
					特 国	定 支	財 出	源 金	内 他
人	事 課	4,958,392		4,958,392					
財	政 課	102,484,645		102,484,645					
県	政情報文書課	1,730,704		1,730,704					
総	務 厚生 課	896,859		896,859					
財	産 経営 課	6,244,057		6,244,057					
私	学 振興 課	13,326,922		13,326,922					
市	町 村 課	8,545,731		8,545,731					
消	防 保安 課	1,122,740		1,122,740					
税	務 課	88,564,168		88,564,168					
一	般 会 計 計	227,874,218		227,874,218					

公債管理特別会計

財	政 課	105,380,787		105,380,787					
---	-----	-------------	--	-------------	--	--	--	--	--

市町村振興資金貸付事業特別会計

市	町 村 課	2,194,144		2,194,144					
---	-------	-----------	--	-----------	--	--	--	--	--

部 局 計

部	局 合 計	335,449,149		335,449,149					
---	-------	-------------	--	-------------	--	--	--	--	--

令和4年度9月補正予算県議会説明資料

繰越明許費（設定）

財産経営課

(単位:千円)

議案 頁数	款	項	目	繰越明許費	事 項
5	災害復旧費	総務 復旧 災害費	総務 災害 復旧 施設 復旧費	244,804	県庁舎等施設災害復旧費

令和4年度9月補正予算総括表

企画振興部

一般会計

(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源
				特定財源				
				特 国 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	
企画課	889,498		889,498					
地域振興課	1,700,582	15,200	1,715,782	5,078			10,122	
文化企画・世界遺産推進課	837,983		837,983					
交通政策課	3,063,001	607,153	3,670,154	607,153				
統計調査課	347,369		347,369					
デジタル戦略推進課	354,787		354,787					
システム改革課	1,480,662		1,480,662					
球磨川流域復興局	2,003,433		2,003,433					
一般会計計	10,677,315	622,353	11,299,668	612,231			10,122	

部局計

部局合計	10,677,315	622,353	11,299,668	612,231			10,122	
------	------------	---------	------------	---------	--	--	--------	--

令和4年度9月補正予算県議会説明資料

地域振興課

(単位:千円)

事項別 明細書 頁数	目名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説明	
					国支	特定 地方債	その他		一般財源
11	計画調査費	1,548,736	15,200	1,563,936	5,078		10,122	企画推進費 (1)万日山緑地公園管理運営費 万日山緑地公園の安全対策に要する経費 15,200 5,044 (2)移住定住促進事業 空き家バンクプラットフォームのシステム設計・開発 に要する経費 10,156	
	課計	1,700,582	15,200	1,715,782	5,078		10,122		

交通政策課

(単位:千円)

事項別 明細書 頁数	目名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説明	
					国支	特定 地方債	その他		一般財源
11	計画調査費	2,181,749	607,153	2,788,902	607,153			1 交通整備促進費 【コロナ対応分】 並行在来線対策事業 肥薩おれんじ鉄道(株)の運行支援等に要する 経費 294,926 2 空港整備促進費 【コロナ対応分】 天草空港運航支援対策事業 天草エアライン(株)の運航支援等に要する経費 312,227	
	課計	3,063,001	607,153	3,670,154	607,153				

令和4年度9月補正予算県議会説明資料

債務負担行為(変更)

文化企画・世界遺産推進課

(単位:千円)

議案頁数	事 項	補正前		補正後	
		期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
7	県立劇場施設整備事業 熊本市	令和5年度	788,420	令和5年度	1,842,189

デジタル戦略推進課

(単位:千円)

議案頁数	事 項	補正前		補正後	
		期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
7	情報処理関連業務	令和5年度 ～令和9年度 年次別内訳	250,794	令和5年度 ～令和9年度 年次別内訳	362,659
		令和5年度	69,874	令和5年度	92,247
		令和6年度	45,230	令和6年度	67,603
		令和7年度	45,230	令和7年度	67,603
		令和8年度	45,230	令和8年度	67,603
		令和9年度	45,230	令和9年度	67,603

第 4 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の
制定について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例を次の
ように制定することとする。

令和4年9月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例
(熊本県職員等の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県職員等の定年等に関する条例(昭和59年熊本県条例第2号)の一部を次
のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 定年制度(第2条-第5条)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条-第11条)

第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条・第13条)

第5章 雑則(第14条)

附則

第1章 総則

第1条中「)第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7並びに警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第2項」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書及び各号を削る。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条各項の規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。)を占めている職員に

については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「より」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続き」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職（熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和26年熊本県条例第2号）第4条第1項第4号アに規定する医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師が占める職を除く。）とする。

- (1) 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例第7条の2第1項、熊本県立学校職員の給与に関する条例（昭和29年熊本県条例第19号）第8条の2第1項、熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年熊本県条例第46号）第4条及び熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成20年熊本県条例第11号）第5条に規定する管理職手当を支給される職員の職
- (2) 警察法第62条に規定する警視又は警部の階級にある熊本県警察の警察官（前号に掲げる職を除く。）
- (3) 前2号に掲げる職との権衡上必要があると認められる職として人事委員会規則で定める職

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

2 前項の規定は、警察法第56条の4第1項の規定による任命について準用する。この場合において、前項中「任命権者」とあるのは「熊本県警察本部長」と、「法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）」とあるのは「警察法第56条の2第1項に規定する特定地方警務官（以下単に「特定地方警務官」という。）」に対し、同法第56条の4第1項の規定による任命（以下「特定任命」という。）」と、同項各号中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、同項第1号中「降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）」とあるのは「特定任命」と、「降任等を」とあるのは「特定任命を」と、同項第2号中「降任等」とあるのは「特定任命」と、同項第3号中「他の職への降任等」とあるのは「特定任命」と、「降任等をした」とあるのは「特定任命をした」と、「降任等」とあるのは「特定任命」と

読み替えるものとする。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に

係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

- 第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

- 第11条 任命権者は、第9条各項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

- 第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要

する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、県が組織する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則に次の5項を加える。

（定年に関する経過措置）

7 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

8 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年熊本県条例第号。以下この項から附則第10項までにおいて「令和4年改正条例」という。）第1条の規定による改正前の第3条第1号に掲げる職員に相当する職員に対する第3条の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和13年3月31日まで	65年
------------------------	-----

9 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における令和4年改正条例第1条の規定による改正前の第3条第2号に掲げる職員に相当する職員に対する第3条の規定の適用については、第7項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、第3条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

10 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期

を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和4年改正条例による改正前の第3条第1号に掲げる職員に相当する職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。))を除く。)にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度)において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

- 11 熊本県警察本部長は、当分の間、警察法第56条の2第1項に規定する特定地方警務官が年齢60年に達する日の属する年度の前年度において、当該特定地方警務官に対し、当該特定地方警務官が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和26年熊本県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第4項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第6項中「同項」を「同項前段」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第10項を次のように改める。

- 10 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年熊本県条例第13号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第5条の2を削る。

第10条第1項第1号及び第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条

第3項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額（以下）の次に「この号及び次項において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改め、同条第4項中「交通機関等（以下）」を「交通機関等（第1号及び次項において）」に、「。以下」を「。第1号及び次項において」に改め、同項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、同号ただし書中「以下」の次に「この号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改める。

第13条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第5項中「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同項第1号中「場合は」を「場合には」に改め、同条第6項第1号中「場合は」を「場合には」に改める。

第15条の5第2項中「第15条の6」を「第15条の6第2項各号」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第15条の6第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項第1号及び第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第15条の7第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第15条の8の2第1項中「第7条の3」を「第5条第2項から第9項まで、第7条の3」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第2項中「取扱」を「取扱い」に改める。

附則に次の10項を加える。

12 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第14項及び第16項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

13 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

- (2) 地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年熊本県条例第 号）第1条の規定による改正前の熊本県職員等の定年等に関する条例（昭和59年熊本県条例第2号）第3条第1号に掲げる職員に相当する職員
- (3) 熊本県職員等の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条各号に掲げる職を占める職員
- (4) 熊本県職員等の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- 1.4 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第18項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第12項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項及び附則第16項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第12項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 1.5 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 1.6 警察法第56条の4第1項の規定による任命により職員となった者のうち、特定日給料月額が、当該任命をされた日の前日に当該職員が適用を受けていた一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第6条に規定する公安職俸給表に定められる俸給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第12項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎俸給

月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

- 17 附則第15項の規定は、前項の規定の適用について準用する。この場合において、附則第15項中「前項」とあるのは「附則第16項」と、「基礎給料月額」とあるのは「基礎俸給月額」と読み替えるものとする。
- 18 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第12項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第14項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、附則第14項及び第15項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 19 附則第14項、第16項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第12項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、附則第14項から前項までの規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 20 附則第14項、第16項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第15条の5第5項（第15条の6第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第15条の5第5項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第14項、第16項、第18項又は第19項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 21 附則第12項から前項までに定めるもののほか、附則第12項の規定による給料月額、附則第14項の規定による給料その他附則第12項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

別表第2再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500

別表第3再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円
	217,500	258,700	283,500	325,900	384,400

別表第4アの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円
	296,200	338,600	393,000	466,000

別表第4イの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

別表第4ウの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円	円
	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

(熊本県職員の分限に関する条例の一部改正)

第3条 熊本県職員の分限に関する条例（昭和26年熊本県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次条」を「以下この条、次条」に、「とする」を「並びに法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）とする」に改める。

第3条中「降任された」を「降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった」に、「該当する場合において」を「該当し」に、「ときは」を「場合は」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び2項を加える。

(経過措置)

2 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和26年熊本県条例第2号)附則第12項若しくは熊本県立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第19号)附則第14項に規定する措置又は規則その他の規程で定める法附則第26項の給与に関する特例措置により降給をする場合における第2条の規定の適用については、当分の間、第2条中「とする」とあるのは「並びに熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和26年熊本県条例第2号)附則第12項若しくは熊本県立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第19号)附則第14項に規定する措置又は規則その他の規程で定める法附則第26項の給与に関する特例措置による降給とする」とする。

3 第5条第2項の規定は、前項に規定する場合には、適用しない。この場合において、当該職員には、人事委員会規則の規定により、前項の措置又は給与に関する特例措置により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(熊本県職員の懲戒に関する条例の一部改正)

第4条 熊本県職員の懲戒に関する条例(昭和26年熊本県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第4条中「、給料」を「の期間、その発令の日に受ける給料の額」に、「10分の1以下」を「10分の1以下に相当する額」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(熊本県職員等退職手当支給条例の一部改正)

第5条 熊本県職員等退職手当支給条例(昭和28年熊本県条例第56号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。) 第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者」を削り、同条第2項中「含む。」の次に「第10条第2項において「勤務日数」という。」を、「18日」の次に「(1月間の日数(熊本県の休日をも定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)が20日に満たない日数の場合には、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員等みなし日数」という。)」を加え、同項ただし書中「法」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)」に改め、同条第3項を削る。

第2条の3第2項中「第6条の4」を「第6条の5」に改める。

第2条の4中「第5条の2」を「第5条の3の2」に、「並びに第6条及び第6条の2」を「及び第6条から第6条の3まで」に、「第6条の3」を「第6条の4」に改める。

第4条第1項中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第5条第1項中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改め、同条第2項中「（前項）」を「（同項）」に改める。

第5条の4を第5条の5とし、第5条の3を第5条の4とする。

第5条の2中「前条第1項」を「第5条第1項」に、「10年」を「15年」に、「同項の規定の適用については、同項中「退職日給料月額」とあるのは、「退職日給料月額及び当該退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額」」を「同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるもの」に改め、同条に次の表を加える。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び当該退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額

第5条の2第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額に、
第5条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものと、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

第5条の2を第5条の3とし、同条の次に次の1条を加える。

(特定任命により職員等となった後に退職した者に関する準用規定)

第5条の3の2 第5条の2（前条において読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、特定任命により職員等となった後に退職した者について準用する。この場合において、第5条の2中「退職した者（警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任命（第5条の3の2及び附則第40項において「特定任命」という。）により職員等となった後に退職した者及び附則第43項第1号に掲げる職員等として退職した者を除く。）」とあるのは「特定任命（警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任命をいう。）により職員等となった後に退職した者」と、「給料月額の減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。）」とあるのは「俸給月額の減額改定（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第5条の2に規定されている俸給月額の減額改定をいう。）」と、「給料月額が減額されたことがある場合」とあるのは「俸給月額が減額されたことがある場合（特定任命を受けたことにより、特定任命前の俸給月額よりも低い給料月額を支給されることとなった場合を含む。）」と、「給料月額のうち」とあるのは「俸給月額のうち」と、同条並びに前条の表第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号イの項中「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前俸給月額」

と読み替えるものとする。

第5条の次に次の1条を加える。

(一定の年齢に達した場合の退職手当の基本額に係る特例)

第5条の2 退職した者(警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命(第5条の3の2及び附則第40項において「特定任命」という。))により職員等となった後に退職した者及び附則第43項第1号に掲げる職員等として退職した者を除く。)の基礎在職期間のうち規則で定める期間中に、給料月額の変額改定(給料月額の変定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職(この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。)の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの(当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第7条第5項に規定する職員等以外の地方公務員等若しくは同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員として退職したことにより退職手当(これに相当する給与を含む。)の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第7条第7項の規定により職員等としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第12条第1項若しくは第14条第1項の規定により一般の退職手当等(一般の退職手当及び第9条の規定による退職手当をいう。以下同じ。)の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場

合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員等、第7条第5項に規定する職員等以外の地方公務員等又は同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員となったときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

- (1) 職員等としての引き続いた在職期間
- (2) 第7条第5項の規定により職員等としての引き続いた在職期間に含むものとされた職員等以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間
- (3) 第7条第5項第1号に規定する再び職員等となった者の同号に規定する職員等以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間
- (4) 第7条第5項第2号に規定する場合における先の職員等以外の地方公務員としての引き続いた在職期間、特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員としての引き続いた在職期間及び後の職員等以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
- (5) 第7条第5項第3号に規定する場合における先の職員等以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間、特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び後の職員等以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間
- (6) 第7条第5項第4号に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間及び職員等以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
- (7) 第7条第5項第5号に規定する場合における特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び国家公務員としての引き続いた在職期間
- (8) 第7条第5項第6号に規定する再び職員等となった者の同号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間及び職員等以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
- (9) 第7条第5項第7号に規定する再び職員等となった者の同号に規定する特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び国家公務員としての引き続いた在職期間
- (10) 第7条第6項に規定する場合における先の職員等以外の地方公務員としての引き続いた在職期間、特定一般地方独立行政法人職員としての引き続いた在職期間及び後の職員等以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
- (11) 第8条第1項に規定する再び職員等となった者の同項に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- (12) 第8条第2項に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- (13) 第8条第3項第1号に規定する再び職員等となった者の同号に規定する先の特

定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間、職員等以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間

(14) 第8条第3項第2号に規定する再び職員等となった者の同号に規定する先の特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間、国家公務員としての引き続きいた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間

(15) 第8条第3項第3号に規定する場合における職員等以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間及び特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間

(16) 第8条第3項第4号に規定する場合における国家公務員としての引き続きいた在職期間及び特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間

(17) 第8条第3項第5号に規定する場合における先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間、職員等以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間

(18) 第8条第3項第6号に規定する場合における先の特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間、国家公務員としての引き続きいた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間

(19) 前各号に掲げる期間に準ずるものとして知事が別に定める在職期間

第6条の4第1項中「、第5条」の次に「、第5条の2（第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、同条を第6条の5とする。

第6条の3第1項中「、その者の基礎在職期間」の次に「（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）」を加え、「除く。以下」を「除く。第7条第4項において」に改め、「額（以下」の次に「この項及び第5項において」を加え、同条第2項を削り、同条第3項中「（前項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）」を削り、「前項第2号」を「第5条の2第2項第2号」に、「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第4項から第6項までを1項ずつ繰り上げ、同条を第6条の4とする。

第6条の2中「第5条の2に」を「第5条の3に」に、「前条」を「前2条」に、「同条中「第3条から第5条まで」とあるのは「第5条の2の規定により読み替えて適用する第5条」と、「退職日給料月額」とあるのは「退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額」と、「これらの」とあるのは「第5条の2の規定により読み替えて適用する第5条の」を「次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同

表の右欄に掲げる字句に読み替えるもの」に改め、同条に次の表を加える。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条	第3条から第5条まで	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び当該退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額
	これらの	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の
第6条の2	第5条の2第1項（	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項（
	同項第2号イ	第5条の3の規定により読み替えて適用する同項第2号イ
	同項の	第5条の3の規定により読み替えて適用する同項の
第6条の2第1号	特定減額前給料月額（第5条の3の2において読み替えて準用する場合にあっては、特定減額前俸給月額（同条の規定により読み替えられた第5条の2に規定する特定減額前俸給月額をいう。）次号において同じ。）	特定減額前給料月額（第5条の3の2において読み替えて準用する場合にあっては、特定減額前俸給月額（同条の規定により読み替えられた第5条の2に規定する特定減額前俸給月額をいう。）及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日に

		おけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額
第6条の2第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額
	第5条の2第1項第2号イ	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第2号イ
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第5条の3の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合

第6条の2を第6条の3とする。

第6条の次に次の1条を加える。

第6条の2 第5条の2第1項（第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イ（第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額と

する。

- (1) 60以上 特定減額前給料月額（第5条の3の2において読み替えて準用する場合にあっては、特定減額前俸給月額（同条の規定により読み替えられた第5条の2に規定する特定減額前俸給月額をいう。）。次号において同じ。）に60を乗じて得た額
- (2) 60未満 特定減額前給料月額に第5条の2第1項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第10条第2項中「職員等について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）」を「勤務日数」に、「18日」を「職員等みなし日数」に改め、同条第4項中「、当該退職後」を「当該退職後」に、「」とする」を「」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員等その他これに準ずるものとして規則で定める職員等が規則で定めるところにより、知事にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

第14条第1項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第15条第1項中「にあっては」を「には」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第17条第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に、「にあっては」を「には」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「にあっては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に、「にあっては」を「には」に改める。

第20条中「第6条の3第1項」を「第6条の4第1項」に改める。

附則第1項中「因る」を「よる」に改める。

附則第29項中「第5条の2」を「第5条の3の2まで及び附則第41項から第47項」に、「第6条の4第1項」を「第6条の5第1項」に改める。

附則第30項中「同項」の次に「又は第5条の2（第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。）及び附則第44項」を加える。

附則第31項中「第5条」の次に「又は附則第42項」を加える。

附則第34項本文中「附則第11条」を「附則第13条」に改める。

附則第38項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附則に次の8項を加える。

40 特定任命により職員等となった後に退職した者の基礎在職期間中に俸給月額の減額改定（第5条の3の2の規定により読み替えられた第5条の2に規定する俸給月額の減額改定をいう。）によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の俸給月額が減額前の俸給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする法令又はこれに準ずる給与の支給の基準の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による俸給月額には、当該差額を含まないものとする。

41 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第41項」とする。

42 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第42項」とする。

43 前2項の規定は、次に掲げる職員等が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

(1) 地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年熊本県条例第 号）第1条の規定による改正前の熊本県職員等の定年等に関する条例（昭和59年熊本県条例第2号）第3条第1号に掲げる職員に相当する職員等

(2) 給与その他の処遇の状況が前号に掲げる職員等に類する職員等として規則で定める職員等

44 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和26年熊本県条例第2号）附則第12項、熊本県立学校職員の給与に関する条例（昭和29年熊本県条例第19号）附則第14項及び熊本縣市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和29年熊本県条例第20号）附則第9項の規定による職員等の給料月額の改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

45 当分の間、第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3中「

定年退職日の属する年の前年の3月31日」とあるのは「定年（附則第43項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、同項第1号に掲げる職員にあつては65歳とし、同項第2号に掲げる職員にあつては規則で定める年齢とする。）に達する日以後における最初の3月31日の属する年の前年の3月31日」と、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（附則第43項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、同項第1号に掲げる職員にあつては65歳とし、同項第2号に掲げる職員にあつては規則で定める年齢とする。）と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

46 当分の間、第5条第1項（25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものを除く。）に規定する者に対する第5条の3の規定の適用については、同条中「15年」とあるのは、「10年」とするほか、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第5条の3の表以外の部分中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第43項各号に掲げる職員以外の者	60歳
附則第43項第1号に掲げる職員	65歳
附則第43項第2号に掲げる職員	規則で定める年齢

47 当分の間、次の各号のいずれかに掲げる者であつて前項の表の左欄に掲げる者（附則第43項第1号に掲げる職員を除く。）が同表の右欄に掲げる年齢に達する日以後における最初の3月31日の属する年の前年の4月1日から定年退職日の属する年の前年の3月31日までに退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、前2項の規定にかかわらず、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

(1) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずることにより退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たもの

(2) 公務上の傷病又は死亡により退職した者

(熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第6条 熊本県立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第19号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第6条第4項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第6項中「同項」を「同項前段」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第10項を次のように改める。

10 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年熊本県条例第13号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第6条の2を削る。

第11条第1項第1号及び第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第3項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額(以下)の次に「この号及び次項において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改め、同条第4項中「交通機関等(以下)」を「交通機関等(第1号及び次項において)」に、「。以下」を「。第1号及び次項において)」に改め、同項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、同号ただし書中「以下」の次に「この号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改める。

第16条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項第1号及び第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条の2第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第18条中「第8条の3」を「第6条第2項から第9項まで、第8条の3」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第9項中「給与取扱」を「給与の取扱い」に改める。

附則に次の8項を加える。

14 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第16項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

15 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年熊本県条例第 号）第1条の規定による改正前の熊本県職員等の定年等に関する条例（昭和59年熊本県条例第2号）第3条第1号に掲げる職員に相当する職員

(3) 熊本県職員等の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条各号に掲げる職を占める職員

(4) 熊本県職員等の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

16 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第18項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第14項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第14項の規定により当該職員が受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

17 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員が受ける給料月額との合計額が第6条第1項の規定により当該職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と

特定日給料月額」とあるのは、「第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

18 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第14項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第16項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、附則第16項及び前項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

19 附則第16項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第14項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

20 附則第16項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第17条の3第2項及び第17条の4第2項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第16項、第18項又は第19項の規定による給料の額との合計額」とする。

21 附則第14項から前項までに定めるもののほか、附則第14項の規定による給料月額、附則第16項の規定による給料その他附則第14項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間 勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円
	234,000	274,300	303,000	331,100	415,200

（熊本縣市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第7条 熊本縣市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和29年熊本県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第6条第3項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第4項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第6項中「同項」を「同項前段」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第10項を次のように改める。

10 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時

間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年熊本県条例第13号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第6条の2を削る。

第16条の2第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第8項中「取扱」を「取扱い」に改める。

附則に次の7項を加える。

9 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第11項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

10 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年熊本県条例第 号）第1条の規定による改正前の熊本県職員等の定年等に関する条例（昭和59年熊本県条例第2号）第3条第1号に掲げる職員に相当する職員

(3) 熊本県職員等の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条各号に掲げる職を占める職員

(4) 熊本県職員等の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

11 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第13項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第9項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」

という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第9項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

12 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

13 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第9項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第11項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、附則第11項及び第12項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

14 附則第11項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第9項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

15 附則第9項から前項までに定めるもののほか、附則第9項の規定による給料月額、附則第11項の規定による給料その他附則第9項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
定年前再任用短 時間勤務職員	円 225,200	円 271,100	円 298,100	円 324,400	円 405,200

(熊本県警察職員の懲戒に関する条例の一部改正)

第8条 熊本県警察職員の懲戒に関する条例(昭和29年熊本県条例第35号)の一部を次のように改正する。

第4条中「、給料」を「の期間、その発令の日に受ける給料の額」に、「5分の1以下」を「5分の1以下に相当する額」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の額の5分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第9条 熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和29年熊本県条例第41号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第10条 熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和31年熊本県条例第35号)の一部を次のように改正する。

第25条の20中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 5 給与条例附則第14項、第16項、第18項又は第19項の規定による給料を支給される職員に対する第25条の14第2項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と給与条例附則第14項、第16項、第18項又は第19項の規定による給料の額との合計額」とする。

(熊本県報酬及び費用弁償条例の一部改正)

第11条 熊本県報酬及び費用弁償条例(昭和32年熊本県条例第14号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第12条 熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和32年熊本県条例第40号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第16条の見出し中「再任用職員等」を「特定の職員」に改め、同条中「第28条の4第1項若しくは第28条の6第1項の規定により採用された職員又は法第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第13条 熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和37年熊本県条例第73号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「新条例第2条第2項」を「熊本県職員等退職手当支給条例第2条第2項」に、「、新条例」を「、同条例」に、「新条例第3条」を「同条例第3条」に改める。

附則第7項中「新条例」を「熊本県職員等退職手当支給条例」に改める。

(熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第14条 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年熊本県条例第46号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第19条の3第1項中「第28条の4第1項若しくは第28条の6第1項の規定により採用された職員又は同法第28条の5第1項の」を「第22条の4第1項に」に改める。

附則に次の1項を加える。

6 当分の間、職員(管理者が定める職員を除く。)の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、管理者が定める額とする。

(熊本県市町村立学校職員のへき地手当等に関する条例の一部改正)

第15条 熊本県市町村立学校職員のへき地手当等に関する条例(昭和46年熊本県条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項」に改める。

(熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

第16条 熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年熊本県条例第81号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び2項を加える。

(経過措置)

2 県立学校給与条例附則第16項、第18項又は第19項の規定による給料を支給される職員に対する第3条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と県立学校給与条例附則第16項、第18項又は第19項の規定による給料の額との合計額」とする。

3 市町村立学校給与条例附則第11項、第13項又は第14項の規定による給料を支給される職員に対する第3条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と市町村立学校給与条例附則第11項、第13項又は第14項の規定による給料の額との合計額」とする。

(熊本県職員等退職手当支給条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第17条 熊本県職員等退職手当支給条例等の一部を改正する条例(昭和48年熊本県条例第39号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「第5条まで」の次に「又は附則第41項若しくは第42項」を加え、「第5条の2」を「第5条の3の2まで及び附則第41項から第47項」に改める。

附則第6項中「同項」の次に「又は同条例第5条の2（同条例第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。）及び附則第44項」を加える。

附則第7項中「第5条」の次に「又は附則第42項」を加える。

附則第8項中「、新条例」を「、熊本県職員等退職手当支給条例」に、「第5条の2」を「第5条の3の2」に、「第6条の4」を「第6条の5」に、「新条例及び」を「熊本県職員等退職手当支給条例及び」に改める。

附則第14項中「対する新条例」を「対する熊本県職員等退職手当支給条例」に、「第6条の4の」を「第6条の5の」に、「、新条例第2条の4から第5条の2まで及び第6条から第6条の4」を「、同条例第2条の4から第5条の3の2まで及び第6条から第6条の5」に改め、同項第1号中「新条例」を「熊本県職員等退職手当支給条例」に、「第5条の2」を「第5条の3の2」に、「第6条の4」を「第6条の5」に改める。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例の一部改正）
第18条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例（昭和63年熊本県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。）」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加え、同項第5号中「第28条第2項各号の一に」を「第28条第2項各号のいずれかに」に、「第29条各号の一に」を「第29条第1項各号のいずれかに」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

（5） 熊本県職員等の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員
第6条第2項中「第6条の3第1項」を「第6条の4第1項」に改める。

（熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正）

第19条 熊本県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年熊本県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

（4） 熊本県職員等の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。第10条第4号において同じ。）を延長された管理監督職を占める職員

（5） 熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年熊本県条例第1

号) 第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員

第9条第1項中「第6条の3第1項」を「第6条の4第1項」に改める。

第10条に次の1号を加える。

(4) 熊本県職員等の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員

第15条の表第5条第10項の項を削り、同表第10条第3項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第13条第5項の項を削り、同表第13条第6項の項中「育児休業条例」を「熊本県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年熊本県条例第14号）」に改める。

第16条の表第6条第10項の項を削り、同表第11条第3項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条の表第6条第10項の項を削る。

第23条第1項中「第6条の3第1項」を「第6条の4第1項」に改める。

第25条の表第10条第3項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第13条第5項の項を削り、同表第13条第6項の項中「育児休業条例」を「熊本県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年熊本県条例第14号）」に改め、同表第15条の7第1項の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第15条の8の2第1項の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第26条の表第11条第3項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第18条の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第28条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第29条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第20条 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年熊本県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書及び第2項ただし書、第4条第2項並びに第12条第1項第1

号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例の一部改正)

第21条 公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例(平成13年熊本県条例第53号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。)」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 熊本県職員等の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員第7条第1項及び第2項中「第6条の3第1項」を「第6条の4第1項」に改める。

第11条第1号中「(地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。)」を削り、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 熊本県職員等の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員第17条中「第6条の3第1項」を「第6条の4第1項」に改める。

(熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第22条 熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年熊本県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第8条第4項及び第9条第4項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(熊本県職員の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第23条 熊本県職員の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年熊本県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第24条 熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成18年熊本県条例第12号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「第2条の4から第5条の2」を「第2条の4から第5条の3の2」に、「第6条の4」を「第6条の5」に改める。

附則第4条中「新条例第6条の3」を「熊本県職員等退職手当支給条例第6条の4」に改める。

(熊本県職員等の自己啓発等休業に関する条例の一部改正)

第25条 熊本県職員等の自己啓発等休業に関する条例（平成19年熊本県条例第67号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「第6条の3第1項」を「第6条の4第1項」に改める。

（熊本県職員等の修学部分休業に関する条例の一部改正）

第26条 熊本県職員等の修学部分休業に関する条例（平成19年熊本県条例第68号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（熊本県職員等の高齢者部分休業に関する条例の一部改正）

第27条 熊本県職員等の高齢者部分休業に関する条例（平成19年熊本県条例第69号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「本文」及び「（同条ただし書の規定の適用を受ける職員にあっては、同条ただし書各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める年齢）」を削る。

第3条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（熊本県職員等の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例の一部改正）

第28条 熊本県職員等の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例（平成19年熊本県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

（熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第29条 熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成20年熊本県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第28条第1項中「第28条の4第1項若しくは第28条の6第1項の規定により採用された職員又は同法第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附則に次の1項を加える。

4 当分の間、職員（管理者が定める職員を除く。）の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、管理者が定める額とする。

（熊本県職員等の配偶者同行休業に関する条例の一部改正）

第30条 熊本県職員等の配偶者同行休業に関する条例（平成26年熊本県条例第50号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「第6条の3第1項」を「第6条の4第1項」に改める。

（熊本県職員の退職管理に関する条例の一部改正）

第31条 熊本県職員の退職管理に関する条例（平成28年熊本県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（熊本県職員等の再任用に関する条例の廃止）

第32条 熊本県職員等の再任用に関する条例（平成12年熊本県条例第76号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第5条中熊本県職員等退職手当支給条例第2条第2項本文、第10条並びに附則第34項及び第38項の改正規定並びに第13条及び附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

（熊本県職員等の定年等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置）

第2条 任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前に第1条の規定による改正前の熊本県職員等の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の熊本県職員等の定年等に関する条例（以下この条から附則第10条までにおいて「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の人事委員会規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日に

における旧条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該人事委員会規則で定める職にあっては、人事委員会規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(熊本県職員等の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。)をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（県が組織する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合をいう。次項及び附則第6条において同じ。）における令和3年改正法附則第4条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における令和3年改正法附則第4条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末

日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下この条、次条及び附則第8条から第10条までにおいて同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における令和3年改正法附則第4条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用する

ことができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における令和3年改正法附則第4条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。
（熊本県職員等の定年等に関する条例の一部改正に伴う令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

- 2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（熊本県職員等の定年等に関する条例の一部改正に伴う令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

- 2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

（熊本県職員等の定年等に関する条例の一部改正に伴う令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員）

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

（熊本県職員等の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあっては、人事委員会規則で定める者）を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあっては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（熊本県職員等の定年等に関する条例の一部改正に伴う令和3年改正法附則第2条第3

項に規定する条例で定める年齢)

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第12条 第2条の規定による改正後の熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(以下「改正後の一般職給与条例」という。)附則第12項から第21項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

2 暫定再任用職員(令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。以下この条及び次条において同じ。)のうち暫定再任用短時間勤務職員(暫定再任用職員であって新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。以下この条及び附則第19条において同じ。)を除いた職員の給料月額を、当該暫定再任用職員が改正後の一般職給与条例第5条第10項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用される熊本県一般職の職員等の給与に関する条例第4条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第1項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

3 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。)に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される熊本県一般職の職員等の給与に関する条例第4条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第1項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の一

般職給与条例第10条第3項、第13条第2項及び第15条の7の規定を適用する。

- 6 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の一般職給与条例第15条の5第3項の規定を適用する。
- 7 改正後の一般職給与条例第15条の6第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 8 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例第5条第2項、第5項及び第7項から第9項まで、第7条の3から第9条まで、第9条の3、第9条の5、第11条の2並びに第11条の3並びに改正後の一般職給与条例第5条第3項、第4項及び第6項の規定並びに第15条の規定による改正後の熊本県市町村立学校職員のへき地手当等に関する条例の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 9 第2項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項（次条第2項に規定する事項を除く。）は、人事委員会規則で定める。

（熊本県職員等退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置）

第13条 暫定再任用職員に対する第5条の規定による改正後の熊本県職員等退職手当支給条例（次項において「新条例」という。）第2条第1項の規定の適用については、同項中「特別の定めがある者」とあるのは「特別の定めがある者及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された者」とする。

- 2 前項に定めるもののほか、暫定再任用職員に対する新条例の規定の適用に関し必要な事項は、規則で定める。

（熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第14条 第6条の規定による改正後の熊本県立学校職員の給与に関する条例（以下「改正後の県立学校職員給与条例」という。）附則第14項から第21項までの規定は、令

和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

- 2 暫定再任用県立学校職員（令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。以下この条において同じ。）のうち暫定再任用短時間勤務県立学校職員（暫定再任用県立学校職員であつて新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。以下この条において同じ。）を除いた職員の給料月額、当該暫定再任用県立学校職員が改正後の県立学校職員給与条例第6条第10項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される熊本県立学校職員の給与に関する条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第6条第1項の規定により当該暫定再任用県立学校職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用県立学校職員（暫定再任用短時間勤務県立学校職員を除く。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用県立学校職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務県立学校職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務県立学校職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される熊本県立学校職員の給与に関する条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第6条第1項の規定により当該暫定再任用短時間勤務県立学校職員の属する職務の級に応じた額に、熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務県立学校職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 5 暫定再任用短時間勤務県立学校職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の県立学校職員給与条例第11条第3項の規定を適用する。
- 6 暫定再任用県立学校職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の県立学校職員給与条例第16条第3項及び第17条の2第2項の規定を適用する。
- 7 改正後の県立学校職員給与条例第17条第1項の職員に暫定再任用県立学校職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用県立学校職員（地方公務員法

の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用県立学校職員」とする。

8 熊本県立学校職員の給与に関する条例第6条第2項、第5項及び第7項から第9項まで、第8条の3から第10条まで、第10条の4、第14条の2並びに第14条の3並びに改正後の県立学校職員給与条例第6条第3項、第4項及び第6項の規定は、暫定再任用県立学校職員には適用しない。

9 第2項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用県立学校職員に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第15条 第7条の規定による改正後の熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例（以下「改正後の市町村立学校職員給与条例」という。）附則第9項から第15項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

2 暫定再任用市町村立学校職員（令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この条において同じ。）のうち暫定再任用短時間勤務市町村立学校職員（暫定再任用市町村立学校職員であって新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。以下この条において同じ。）を除いた職員の給料月額を、当該暫定再任用市町村立学校職員が改正後の市町村立学校職員給与条例第6条第10項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第6条第1項の規定により当該暫定再任用市町村立学校職員の属する職務の級に応じた額とする。

3 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用市町村立学校職員（暫定再任用短時間勤務市町村立学校職員を除く。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用市町村立学校職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

4 暫定再任用短時間勤務市町村立学校職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務市

町村立学校職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第6条第1項の規定により当該暫定再任用短時間勤務市町村立学校職員の属する職務の級に応じた額に、熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務市町村立学校職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 5 暫定再任用市町村立学校職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の市町村立学校職員給与条例第16条の2第2項の規定を適用する。
- 6 熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例第6条第2項、第5項及び第7項から第9項まで並びに改正後の市町村立学校職員給与条例第6条第3項、第4項及び第6項の規定並びに第15条の規定による改正後の熊本県市町村立学校職員のへき手当等に関する条例の規定は、暫定再任用市町村立学校職員には適用しない。
- 7 第2項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用市町村立学校職員に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

第16条 第12条の規定による改正後の熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例第4条、第4条の4、第5条の2、第5条の3及び第12条の規定は、令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員には適用しない。

(熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第17条 第14条の規定による改正後の熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、第6条、第6条の4、第8条の2及び第16条の規定は、令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員には適用しない。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第18条 暫定再任用職員（令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員であって、短時間勤務の職（新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職をいう。）を占める職員を除く。）

に対する第18条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例第2条第2項第1号の規定の適用については、同号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは「任期を定めて任用される職員（暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員であって、短時間勤務の職（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職をいう。）を占める職員を除く。）を除く。）」とする。

（熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第19条 暫定再任用短時間勤務職員は、第20条の規定による改正後の熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同項、同条例第3条、第4条第2項及び第12条第1項第1号の規定を適用する。

（公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第20条 暫定再任用職員（令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員であって、短時間勤務の職（新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職をいう。）を占める職員を除く。）に対する第21条の規定による改正後の公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例第2条第2項第1号及び第11条第1号の規定の適用については、これらの規定中「任期を定めて任用される職員」とあるのは「任期を定めて任用される職員（暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員であって、短時間勤務の職（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職をいう。）を占める職員を除く。）を除く。）」とする。

（熊本県職員等の高齢者部分休業に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第21条 当分の間、第1条の規定による改正後の熊本県職員等の定年等に関する条例附

則第7項の規定の適用を受ける職員に対する第27条の規定による改正後の熊本県職員等の高齢者部分休業に関する条例第2条第2項の規定の適用については、同項中「規定する年齢」とあるのは、「規定する定年（退職の日において定められているその者に係る定年に達する日が令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間である場合においては、同条例附則第7項の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。）」とする。

- 2 当分の間、第1条の規定による改正後の熊本県職員等の定年等に関する条例附則第9項の規定の適用を受ける職員に対する第27条の規定による改正後の熊本県職員等の高齢者部分休業に関する条例第2条第2項の規定の適用については、同項中「規定する年齢」とあるのは、「規定する定年（退職の日において定められているその者に係る定年に達する日が令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間である場合においては、同条例附則第9項の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。）」とする。

（熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第22条 第29条の規定による改正後の熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条、第7条、第8条第2項、第9条及び第21条の規定は、令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員には適用しない。

（提案理由）

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正等に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例（案）の概要

議案番号	条 例 名	内 容
第4号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例	<p>1 条例改正の趣旨</p> <p>地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正等に伴い、関係規定を整備する必要がある。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 熊本県職員等の定年等に関する条例の一部改正【第1条】</p> <p>ア 職員の定年を年齢65年とする。</p> <p>イ 組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、管理監督職勤務上限年齢制を導入する。</p> <p>ウ 定年前に退職した職員について、本人の希望により、短時間の職に採用することができる定年前再任用短時間勤務制を導入する。</p> <p>エ 令和13年3月31日までの経過措置として、2年に一歳ずつ段階的に定年年齢を引上げる。</p> <p>(2) 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正【第2条】</p> <p>定年の引上げ後、当分の間、60歳を超える職員の給料月額を、60歳の7割水準に設定する。</p> <p>(3) 熊本県職員等退職手当支給条例の一部改正【第5条】</p> <p>60歳に達した日以後に、定年前の退職を選択した職員が不利にならないよう、当分の間、定年を理由とする退職と同様に退職手当を算定する。</p> <p>(4) 熊本県職員等の再任用に関する条例を廃止するとともに、上記のほか28条例の関係規定を整理する。</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和5年4月1日。ただし、一部規定は公布の日。</p> <p>4 その他</p> <p>暫定再任用制度の導入など、所要の経過措置を定める。</p>

第 5 号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和4年9月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第598号の2の2中「附則第4条第1項」を「附則第11条第1項」に改め、同項第598号の2の2の2中「附則第20条第1項」を「附則第27条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県手数料条例の一部を改正する条例（案）の概要

議案番号	条 例 名	内 容
第5号	熊本県手数料条例の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）の一部改正に伴い、手数料の規定を整理する必要がある。</p> <p>2 主な改正内容 社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行う。</p> <p>3 施行期日 公布の日</p>

第 12 号

持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例の制定について
持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例を次のように制定することとする。

令和4年9月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例

(目的)

第1条 この条例は、公契約に関し、基本理念を定め、県及び事業者等の責務を明らかにするとともに、公契約に関する基本的な事項を定めることにより、公契約制度の適正な運用、質の高い公共サービスの提供、労働環境の整備及び地域経済の振興を図り、もって県及び事業者等が相互に協力し、持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県が締結する売買、賃借、請負その他の契約で、県がその目的たる給付に対して、対価の支払をすべきものをいう。
- (2) 事業者 県と公契約を締結し、又は締結しようとする者をいう。
- (3) 事業者等 事業者及び下請、再委託、その他いかなる名義によるかを問わず、公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者をいう。

(基本理念)

第3条 公契約は、その締結に至る過程において、透明性及び競争の公正性が確保されるとともに、談合その他の不正行為が排除されたものでなければならない。

2 公契約は、その履行により提供されるサービスが県民の生活に密接に関係することを踏まえ、そのサービスをより質の高いものとするため、経済性に配慮した上で、契約の性質又は目的に応じ、適正な履行が通常見込まれない金額による契約の締結の防止を図り、価格以外の多様な要素も考慮するなど総合的に優れた内容とするものとする。

3 公契約は、誰もが安心して働き続けられる労働環境の整備及び活力ある地域経済の振興に資するものとするため、公契約の履行に係る業務に従事する者の労働環境の整備が図られるよう、適切な措置を講じられた内容でなければならないものとし、その性質又は目的に応じ、その締結に当たって、県内に事務所又は事業所を有する事業者の受注の機会の確保が図られたものとするとともに、次に掲げる取組が勘案された内容とするものとする。

- (1) 事業者による雇用環境の整備及び多様な人材が活躍する社会の実現に資する取組

(2) 事業者による県産品の利用の促進その他の活力ある地域経済の振興に資する取組
4 公契約は、その性質又は目的に応じ、事業者が行う環境に配慮した事業活動その他の持続可能な社会の実現に資する取組が勘案された内容とするものとする。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、この条例の目的を達成するために必要な取組を推進する責務を有する。

(事業者等の責務)

第5条 事業者等は、基本理念にのっとり、公契約に関わる者として社会的な責任を有していることを踏まえ、締結した公契約について、法令を遵守するとともに、公契約を適正に履行しなければならない。

2 事業者等は、県が実施する公契約に関する取組に協力するよう努めるものとする。

(事業者等との協力)

第6条 県及び事業者等は、相互に協力し、持続可能な社会の実現を目指すための取組を推進するよう努めるものとする。

(取組方針)

第7条 県は、基本理念を踏まえた公契約の締結及びその履行を確保するため、県が取り組むべき方針（以下「取組方針」という。）を定めるものとする。

2 取組方針には、基本理念を踏まえた公契約に係る取組の総合的かつ効果的な推進に関する必要な事項を定めるものとする。

(意見聴取)

第8条 知事は、この条例の適切な運用を図るため、取組方針その他の重要事項について、学識経験者及び関係団体の意見を聴くものとする。

(指定管理者制度における取扱い)

第9条 県は、公の施設の管理を指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）に行わせる場合は、この条例の趣旨を踏まえ、公契約に準じた取扱いを行うものとする。

(雑則)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 第7条第1項の規定による取組方針の策定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、同項、同条第2項及び第8条の規定の例により行うことができる。

(提案理由)

公契約制度の適正な運用、質の高い公共サービスの提供、労働環境の整備及び地域経済の振興を図り、もって県及び事業者等が相互に協力し、持続可能な社会の実現に寄与するため、公契約に関し、基本理念を定め、県及び事業者等の責務を明らかにするほか、必要な事項を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例（案）の概要

議案番号	条 例 名	内 容
第12号	持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例	<p>1 条例制定の趣旨</p> <p>公契約制度の適正な運用、質の高い公共サービスの提供、労働環境の整備及び地域経済の振興を図り、もって県及び事業者等が相互に協力し、持続可能な社会の実現に寄与するため、公契約に関し、基本理念を定め、県及び事業者等の責務を明らかにするほか、必要な事項を定める。</p> <p>2 条例の内容</p> <p>(1) 公契約に関し、基本理念を定め、県及び事業者等の責務を明らかにするとともに、基本的な事項を定め、公契約制度の適正な運用等を図り、もって県及び事業者等が相互に協力し、持続可能な社会の実現に寄与するという目的について定める。（第1条関係）</p> <p>(2) 用語の定義について定める。（第2条関係）</p> <p>(3) 公契約は、その締結に至る過程において、透明性及び競争の公正性が確保されるとともに、談合その他の不正行為が排除されたものでなければならないこと等、基本理念について定める。（第3条関係）</p> <p>(4) 県の責務について定める。（第4条関係）</p> <p>(5) 事業者等の責務について定める。（第5条関係）</p> <p>(6) 県及び事業者等との協力について定める。（第6条関係）</p> <p>(7) 取組方針について定める。（第7条関係）</p> <p>(8) 学識経験者等への意見聴取について定める。（第8条関係）</p> <p>(9) 指定管理者制度における取扱いについて定める。（第9条関係）</p> <p>(10) 雑則について定める。（第10条関係）</p> <p>(11) 所要の準備行為を定める。（附則第2項関係）</p> <p>3 施行期日</p> <p>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p>

第 13 号

財産の取得について

財産を次のように取得することとする。

令和4年9月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

取得する財産の表示		取得の相手方	取得の目的	取得の予定価格
区分	品名及び規格			
物品	移動棚・自立棚一式	熊本市東区尾ノ上一丁目18-20 有限会社おくばオーエスブレイン	議会棟地下倉庫の移動棚及び自立棚の新設	144,650,000円

(提案理由)

議会棟地下倉庫の移動棚及び自立棚を新設するため、物品を購入する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

財産の取得についての概要

議案番号	議案名	内 容
第13号	財産の取得について	<p>1 取得理由 文書等の保管場所確保のため、議会棟地下倉庫へ移動棚及び自立棚を新設するもの。</p> <p>2 契約内容 (1) 品 名：移動棚・自立棚一式 (2) 取得の相手方：有限会社おくばオーエスブレイン (3) 取得予定価格：144,650,000円 (4) 契約の方法：一般競争入札（WTO）</p> <p>3 スケジュール (1) 令和4年7月 仮契約締結 (2) 10月 9月定例会で議決後に本契約締結予定 (3) 令和5年3月 設置完了予定</p>

第 32 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和4年9月9日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

専第 16 号

和解及び損害賠償額の決定について

令和4年5月31日に判明した、熊本県が賃借したレンタカーの破損に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和4年8月18日専決

熊本県知事 蒲島郁夫

和解の相手方	損害賠償の額	和解事項
株式会社カセル	68,400円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

専決処分の報告及び承認の概要

議案番号	議案名	内 容
第32号	専決処分の報告 及び承認につ いて	<p>和解及び損害賠償額の決定について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事実発生日 令和4年5月31日 2 過失割合 県：相手方＝100：0 3 損害額及び賠償額 68,400円 4 状況 令和4年4月1日から令和4年5月31日までのレンタカー賃貸借契約において、契約期間終了時の車両返却の際に、当該車両の左前輪とサイドミラーの間に破損が見つかり、契約相手方から修理費用等の支払いを求められたもの。

報告第 3 号

公立大学法人熊本県立大学の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公立大学法人熊本県立大学の令和3年度決算に関する書類及び令和4年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和4年9月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

公立大学法人熊本県立大学の経営状況を説明する書類について

1 令和3年度決算に関する書類について

(1) 総括

熊本県立大学においては、運営の効率化や経費節減等に不断に取り組んでおり、経営状況は安定している。また、収益の約45%を占める運営費交付金についても、有効に活用されており、全体として特に問題視すべき点は見当たらない。

(2) 貸借対照表 (R4. 3. 31) と損益計算書 (R3. 4. 1~R4. 3. 31)

資産の部		負債の部	
固定資産	(12,923,917) 13,134,139	固定負債	(2,281,122) 2,568,889
流動資産	(1,093,248) 1,353,581	流動負債	(579,828) 866,729
		純資産	(11,156,215) 11,052,103
合計	(14,017,165) 14,487,721	合計	(14,017,165) 14,487,721

経常費用		経常収益	
業務費	(2,345,937) 2,394,196	運営費 交付金収益	(1,138,669) 1,155,503
一般管理費	(133,949) 155,560	授業料収益	(1,071,149) 1,066,336
その他	(44,328) 43,138	入学金収益	(142,378) 142,811
		その他	(202,512) 240,982
合計	(2,524,214) 2,592,893	合計	(2,554,709) 2,605,631
経常利益		(30,495) 12,738	
当期純利益		(30,132) 12,738	
目的積立金取崩額		(4,007) 14,877	
当期総利益		(34,139) 27,615	

※表中の () 内は前年度の額

(3) 主な増減要因

- ① 資産：[流動資産]の増加は、デジタル環境整備等の工事が年度末に完了し、支払いが翌年度になったことによるもの（流動負債にも同額計上）。[固定資産]の増加は、図書館空調設備改修工事及び本部棟トイレ工事によるもの。
- ② 負債：[流動負債]の増加は、上記翌年度支払いによるもの。[固定負債]の増加は、デジタル環境整備及び図書館空調設備改修工事等によるもの。
- ③ 経常費用：[業務費]の増加は、退職給付の増及び同一労働同一賃金対応によるもの。
- ④ 経常収益：[運営費交付金]の増加は、退職給付及び緑の流域治水研究等の重点取組みに対する交付額の増額等によるもの。
- ⑤ 目的積立金取崩額：大学ホームページリニューアル事業等に要する経費を前中期目標期間繰越積立金から取り崩したものの。

2 令和4年度事業計画に関する書類について

(1) 国際的な視野と認識を高める教育研究の推進

「もやいすとグローバル育成プログラム」を着実に実施していくとともに、学生の英語能力向上の方策を検討・実施し、コロナ禍の状況を踏まえつつ、海外派遣等や留学生の受入れの促進を図る。

- 「もやいすとグローバル育成プログラム」として令和4年度に新たに開講する2科目（「Moyaist Global Training III」、「グローバル実践活動」）を加えてプログラム全体を着実に実施していく。
- 令和4年度から1年次の全学共通英語に導入した語学教育用 e-learning システムの効果を検証する。
- コロナ禍の中でも、状況が改善する可能性を想定し、海外留学・研修の実現に備えるとともに、オンラインによる海外留学・研修メニュー拡充を検討する。

(2) 地域との幅広い協働を確立する教育研究の推進

令和2年7月豪雨からの復興・再生等の地域の諸課題の解決に貢献する教育の取組、独自性のある研究及び地域の課題解決に資する研究を引き続き推進する。

- 「もやいすと育成プログラム」や地域連携型学生研究等も活用し、令和2年7月豪雨からの復興・再生等の地域の諸課題を題材として、その課題解決に貢献する教育の取組を更に推進する。
- “緑の流域治水”に関する最先端の研究を推進するとともに、「流域治水を核とした復興を起点とする持続社会」地域共創拠点をはじめとして地域課題の解決に資する研究を推進する。
- 球磨川流域圏の文化、歴史、環境等をテーマにした無料オンライン公開講座を実施する。

(3) 社会や時代の状況を踏まえた対応

デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進、新型コロナウイルス感染症感染防止の対応、学生の修学支援等、社会や時代の状況を踏まえた対応を着実に行う。

- 共通教育センター、総合管理学部、デジタルイノベーション推進センターの三者で連携し、情報教育の強化に向けたカリキュラム、入試のあり方について検討を進める。
- 令和4年度から本格稼働するWeb出願の実施に向けて着実に準備を行う。
- インターンシップ、各種セミナー等を通じて学生の就業力の育成を図るとともに、個々の学生の希望に沿って、コロナ禍における就職活動を支援する。

(4) その他

- 地域・研究連携センター（令和4年4月設置）による新たな研究推進体制のもと、研究活動支援に積極的に取り組む。
- DX推進をはじめ大学を取り巻く社会の変化に適切に対応する。
- 認証評価機関の基準に基づき実施した自己点検・評価をもとに、認証評価を受審し、適切な対応を図る。

報告第 4 号

公益財団法人熊本県立劇場の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人熊本県立劇場の令和3年度決算に関する書類及び令和4年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和4年9月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

公益財団法人 熊本県立劇場の令和3(2021)年度決算概要について

文化企画・世界遺産推進課

1 基本情報

- (1) 会社設立の目的
この法人は、活力ある郷土の実現をめざし、音楽、演劇、舞踊等の舞台芸術活動を中心とした芸術文化及び地域文化の振興のための事業並びに優れた舞台芸術を広く提供する事業を行い、県民の福祉及び文化の向上に寄与することを目的とする。
- (2) これまでの経緯
昭和57年 「財団法人熊本県立劇場」設立
平成24年 財団法人から「公益財団法人熊本県立劇場」へ移行
- (3) 設立年月日 昭和57年6月14日
- (4) 組織 理事長 姜 尚中（東京大学名誉教授）
役員等：評議員5名、理事11名、監事2名
(R4.6.1現在) 職員等：職員15名、非常勤(嘱託・臨時)7名
- (5) 基本財産 40,000千円（本県出資額20,000千円、出資比率50%）
※その他主な出資者
公益財団法人熊本県立劇場（50%）

2 決算の概要

(1) 収支計算書

(単位：千円)

科目	令和3年度 (2021)	令和2年度 (2020)	令和1年度 (2019)
収支決算の状況			
事業活動収入 (A)	503,483	403,334	500,825
事業活動支出 (B)	473,674	375,370	477,017
事業活動収支差額 (C)=A-B	29,808	27,963	23,808
投資活動収入 (D)	33,946	14,066	0
投資活動支出 (E)	64,156	30,771	21,256
投資活動収支差額 (F)=D-E	△30,210	△16,705	△21,256
財務活動収入 (G)	0	0	0
財務活動支出 (H)	4,252	4,134	4,062
財務活動収支差額 (I)=G-H	△4,252	△4,134	△4,062
当期収入合計 (J)=A+D+G	537,429	417,399	500,825
当期支出合計 (K)=B+E+H	542,083	410,275	502,335
当期収支差額 (L)=J-K	△4,654	7,125	△1,510
前期繰越収支差額 (M)	56,690	49,566	51,075
次期繰越収支差額 (N)=L+M	52,036	56,690	49,566

※ 単位表示未満四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

(2) 収支決算の主な増減理由（令和2年度→令和3年度）

- 法人全体の当期収支差額は、令和2年度が7,125千円の黒字だったが、令和3年度は4,654千円の赤字だった。令和3年度については、主に投資活動収支差額の赤字によるもので、その主たる原因は、事業資金やシステム等設備整備資金のための積立額の増加に伴う赤字であるが、これは数年に1度の大規模事業やシステム改修実施に備えるための計画的な積立であり、経営上の問題はない。

なお、前期繰越収支差額を加えた次期繰越収支差額は52,036千円の黒字となっており、財務の健全性は保たれている。

3 事業実績等

※主な活動指標	令和3年度 (2021)	令和2年度 (2020)	令和1年度 (2019)
(1) 県委託料(千円)	414,891	376,469	417,167
(2) 使用料収入(千円)	129,500	78,858	174,874
(3) 県立劇場への入場者数(人)	213,721	70,764	501,993
(4) 文化事業への入場者・参加者数(人)	19,878	16,046	43,198

(1) 県委託料

- 「熊本県立劇場の管理運営に関する協定書」に基づき、県立劇場の管理運営にかかる業務や文化事業の実施にかかる業務等を実施した。
- 令和3年度は、管理運営にかかる委託料について、新型コロナウイルス感染拡大に伴い中止していた自主文化事業の再開や工事休館の終了により、前年度に比較し人件費や光熱水費等が増額となった。
- また、文化事業委託料についても、自主文化事業の再開や伝承芸能情報発信事業の追加委託により増額となった。

(2) 使用料収入

- 「熊本県立劇場の使用料の収納に関する委託契約書」に基づき、施設・設備、駐車場の使用料の収納業務を実施した。
- 令和3年度は、令和2年度との比較では、保全計画に基づく改修工事による休館がなかったことや、感染対策を徹底したうえで、可能な限り催事が実施できるように施設閉館を行わなかったことにより、開館日数が増加したことにより、使用料収入は約5,000万円増加した。

(3) 県立劇場への入場者数

- 令和3年度は、上記(2)と同様の理由により、令和2年度との比較では約3倍に増加した。

(4) 文化事業への入場者・参加者数

- 令和3年度は、上記(2)と同様の理由により、増加となった。

報告第 5 号

天草エアライン株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、天草エアライン株式会社の令和3年度決算に関する書類及び令和4年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和4年9月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

天草エアライン株式会社の令和3(2021)年度決算概要について

交通政策課

1 基本情報

- (1) 会社設立の目的
 天草地域は、熊本県の中心地である熊本市からの移動に2時間以上を要するなど、地理的状況が離島地域と類似する条件不利地域である。そのため、平成12年3月から、熊本県、天草市、上天草市、苓北町等が出資をし、天草地域の唯一の高速交通機関として、天草エアラインが運航を開始した。現在、福岡空港、阿蘇くまもと空港及び大阪国際(伊丹)空港に就航しており、地域住民の生活、地域の医師確保を含めた地域のライフラインの一つとして必要不可欠な存在となっている。
- (2) 設立年月日 平成10年10月12日
- (3) 組織 代表取締役社長 永岡 真
 役員等：代表取締役副社長(天草市)、取締役副社長(熊本県)
 専務取締役1名、取締役8名、監査役2名
 (R4.7.1現在) 職員等：職員62名
- (4) 株式状況 資本金 499,000千円(本県出資額 266,000千円、出資比率約53%)
 ※その他主な株主
 天草市(約23%)、九州電力(株)(約0.04%)、
 (株)肥後銀行(約0.04%)他

2 決算の概要

(1) 収支決算状況

(単位：千円)

	R3年度 (2021)	R2年度 (2020)	R1年度 (2019)	H30年度 (2018)	H29年度 (2017)
I 損益計算書の概要					
営業収益(売上高等)(A)	497,270	323,994	565,587	771,884	815,596
営業費用(B)	1,380,685	1,086,048	1,132,291	1,232,685	944,462
営業利益(C)=A-B	▲883,415	▲762,054	▲566,704	▲460,801	▲128,867
営業外収入(D)	2,669	20,815	17,815	1,430	116
営業外費用(E)	0	0	14	0	18
経常利益(F)=(C)+(D)-(E)	▲880,746	▲741,239	▲548,903	▲459,372	▲128,769
特別利益(G)	980,034	943,770	386,242	472,994	212,833
特別損失(H)	66,849	5,033	0	1,587	2,250
法人税・住民税・事業税(I)	9,766	39,245	3,611	6,404	26,558
当期純利益 (J)=(F)+(G)-(H)-(I)	22,673	158,252	▲166,272	5,631	55,257
II 主な増減理由(R2→R3)					
<ul style="list-style-type: none"> ・【営業収益(売上高等)(A)】旅客収入の増加(有償旅客数約14,000名増) ・【営業費用(B)】運航変動費(燃料費等)の増加、整備費用の増加 ・【特別利益(G)】補助金収入の増加 					

※ 単位表示未満四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

(2) 貸借対照表 令和4年3月31日現在

(単位：千円)

資産の部		負債及び資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	332,819	流動負債	175,261
固定資産	313,074	引当金	105,051
繰延資産	51,584	資本金	499,000
		利益剰余金	▲81,835
合計	697,477	合計	697,477

※ 単位表示未満四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

3 事業実績等

※主な営業指標	R3年度 (2021)	R2年度 (2020)	R1年度 (2019)	H30年度 (2018)	H29年度 (2017)
(1) 利用者数(有償旅客数)	37,958	24,028	46,291	73,773	77,041
(2) 利用率(有償搭乗率)	25.7%	19.3%	41.0%	49.3%	49.8%
(3) 就航率	91.1%	90.8%	87.9%	90.2%	95.1%

- (1) 当期(令和3年度)においても安全運航を第一に、平成30年度から開始した日本エアコミューター株式会社(鹿児島県)と整備業務の管理の受委託により、長期運休の回避や整備品質の一層の向上を通じて、定時性の確保を図り安定運航に努めた。
- (2) 新型コロナウイルスの影響により、感染が拡大した時期については減便運航を実施し、厳しい経営を余儀なくされたものの、費用削減のほか、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた新たな利用促進策に取り組んだ。
- (3) 運航状況については、自社都合による欠航便数が前年より増加した一方で天候不順等の不可抗力による欠航便数は減少し、就航率は91.1%(対前年比0.4ポイント増)となった。また、利用者数(有償旅客数)は前期を大幅に上回る37,958名(対前年比158%)、利用率は25.7%(対前年比6.4ポイント増)となった。
- (4) 決算状況については、ヘリ収入等も含めた総売上高が4億9,727万円(対前年度比153.5%)となり、前期を大きく上回った。
営業費用は、燃料費や航空機の整備費用の増加等のため、13億8,068万円(対前年度比127.1%)となった。
- (5) 経常利益はマイナス8億8,075万円(対前年比118.8%マイナス幅拡大)となったものの、県と2市1町で協調し実施した経営支援や機材整備費補助金等の特別利益により、当期純利益は2,267万円(前年度1億5,825万円)となり、2年連続で黒字決算となった。

報告第 6 号

豊肥本線高速鉄道保有株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、豊肥本線高速鉄道保有株式会社の令和3年度決算に関する書類及び令和4年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和4年9月9日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

豊肥本線高速鉄道保有株式会社の令和3(2021)年度決算概要について

交通政策課

1 基本情報

- (1) 会社設立の目的
JR豊肥本線の熊本駅～肥後大津駅間の電化により、時間短縮、列車の増発等の輸送サービスの改善を図る。
- (2) 設立年月日 平成9年11月21日
- (3) 組織 代表取締役社長 中野 幹子 (JR九州熊本支社長)
役員等：取締役4名、監査役3名
- (4) 株式状況 資本金 2,136,000 千円
(本県出資額 694,200 円、出資比率 32.5%)
※その他主な株主 九州旅客鉄道(株) (50%)、熊本市 (15%) 他

2 決算の概要

(1) 収支決算状況

(単位：千円)

	R3年度 (2021)	R2年度 (2020)	R1年度 (2019)	H30年度 (2018)	H29年度 (2017)
I 損益計算書の概要					
営業収益 (売上高等) (A)	106,600	106,600	106,600	106,600	106,600
営業費用 (B)	72,652	90,567	104,225	101,898	103,950
営業利益 (C)=A-B	33,948	16,032	2,344	4,702	2,650
営業外収入 (D)	3,320	3,229	3,141	2,987	2,889
営業外費用 (E)	-	-	-	-	-
経常利益 (F)=(C)+(D)-(E)	37,268	19,262	5,486	7,689	5,539
特別利益 (G)	-	-	-	-	-
うち補助金収入	-	-	-	-	-
特別損失 (H)	-	-	-	-	-
法人税等 (I)	7,170	3,573	2,713	8,698	1,795
当期純利益 (J)=(F)+(G)-(H)-(I)	30,098	15,689	2,773	△1,009	3,744
II 主な増減理由 (R2→R3)					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 電路設備等の減価償却費の減少により、営業費用 (B) が減少。 ・ これにより、営業利益 (C)、経常利益 (F)、当期純利益 (J) の黒字幅が増加。 					

※ 単位表示未満四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

(2) 貸借対照表 令和4(2022)年3月31日現在

(単位：千円)

資 産 の 部		負債及び資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	30,211	流動負債	15,036
固定資産	1,358,776	資本金	2,136,000
		利益剰余金	△762,049
合 計	1,388,987	合 計	1,388,987

※ 単位表示未満四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

3 事業実績等

(単位：千円)

	R3年度 (2021)	R2年度 (2020)	R1年度 (2019)	H30年度 (2018)	H29年度 (2017)
(1) 営業収益 (売上高等)	106,600	106,600	106,600	106,600	106,600
(2) 営業費用	72,652	90,567	104,225	101,898	103,950

(1) 営業収益 (売上高等)

- 九州旅客鉄道(株)への鉄道施設の貸付けを行い、前年度と同額の使用料収入を確保した。

(2) 営業費用

- 電路設備等の減価償却費が減少するとともに、経費節減や効率的な会社運営に取り組む、前年度に比べて18百万円の減となった。

報告第 7 号

肥薩おれんじ鉄道株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、肥薩おれんじ鉄道株式会社の令和3年度決算に関する書類及び令和4年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和4年9月9日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

肥薩おれんじ鉄道株式会社の令和3(2021)年度決算概要について

交通政策課

1 基本情報

- (1) 会社設立の目的
九州新幹線新八代・鹿児島中央間の開業に伴い九州旅客鉄道株式会社から経営分離された並行在来線(熊本県八代駅から鹿児島県川内駅までの116.9km)において鉄道事業を行い、地域鉄道の運行を維持する。
- (2) 設立年月日 平成14年10月31日
- (3) 組織 代表取締役社長 古森 美津代(元熊本県職員)
役員等: 取締役副社長 2名(熊本県、鹿児島県)
専務取締役 1名
常務取締役 1名
取締役 5名(沿線市長、JR貨物九州支社長)
監査役 3名
(R4.4.1現在) 職員等: 職員 133名
- (4) 株式状況 資本金 1,560,000千円
(本県出資額 620,500千円、出資比率 39.8%)
※その他の株主
鹿児島県(39.8%)、沿線自治体(14.0%)、JR貨物(6.4%)

2 決算の概要

(1) 収支決算状況

(単位:千円)

	R3年度 (2021)	R2年度 (2020)	R1年度 (2019)	H30年度 (2018)	H29年度 (2017)
I 損益計算書の概要					
営業収益(売上高等)(A)	1,619,644	1,523,946	1,613,260	1,724,383	1,802,574
営業費用(B)	2,169,537	2,209,882	2,308,454	2,406,159	2,300,856
営業利益(C)=A-B	△549,893	△685,936	△695,194	△681,776	△498,282
営業外収入(D)	21,556	27,826	14,308	20,055	18,141
営業外費用(E)	7,168	9,015	8,319	7,763	10,947
経常利益(F)=(C)+(D)-(E)	△535,505	△667,126	△689,205	△669,485	△491,088
特別利益(G)	1,693,489	1,458,587	2,338,528	708,411	773,060
うち補助金収入	1,592,979	1,437,200	2,336,652	708,411	773,060
特別損失(H)	439,025	903,859	1,669,294	68,485	153,067
法人税・住民税・事業税(I)	102,984	4,196	4,196	4,196	22,160
当期純利益(J)=(F)+(G)-(H)-(I)	615,974	△116,594	△24,167	△33,755	106,744
II 主な増減理由(R2→R3)					
<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道線路使用料収入及び旅客運輸収入の増による営業収益(A)の増加 ・災害復旧費補助金及び運行維持確保応援金の受け入れによる特別利益(G)の増加 					

※ 単位表示未満四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

(2) 貸借対照表 令和4(2022)年3月31日現在

(単位：千円)

資産の部		負債及び資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,308,694	流動負債	1,471,222
		固定負債	183,851
固定資産	1,228,177	資本金	1,560,000
		利益剰余金	△678,201
合計	2,536,872	合計	2,536,872

※ 単位表示未満四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

3 事業実績等

(単位：千人)

※主な営業指標	R3年度 (2021)	R2年度 (2020)	R1年度 (2019)	H30年度 (2018)	H29年度 (2017)
(1) 利用者数	939	804	1,076	1,153	1,171
(2) 対前年度比	116.8%	74.7%	93.3%	98.5%	98.9%

(1) 営業収益（売上高等）

令和2年7月豪雨の災害復旧工事に伴う全線再開により、鉄道線路使用料収入が増加した。また、中期経営計画（平成29年度から令和3年度）に基づき、企画切符の販売、電動アシスト自転車のレンタル開始、観光列車「おれんじ食堂」の利用促進など、ポストコロナを見据えた利用者数の回復・収支改善に取り組み、旅客運輸収入が増加した。その結果、令和3年度の営業収益は対前年度比96百万円増（+6.3%）となった。

輸送人員についても対前年度比13万5千人増となったが、旅客運輸収入・輸送人員ともコロナ前（令和元年度）の水準には戻っていない。

(2) 営業費用

原油価格の高騰や鉄道基盤設備の改修工事等により運転費、線路及び電路保存費が増加したものの、車両保存費等が減少したことにより、対前年度比40百万円減（△1.8%）となった。

報告第 31 号

熊本県における事務の的確・適正な執行の確保に関する評価報告書の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第6項の規定により、令和3年度の
熊本県における事務の的確・適正な執行の確保に関する評価報告書について、別冊のとおり
熊本県監査委員の意見を付けて提出する。

令和4年9月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県における事務の的確・適正な執行の確保に関する評価報告書の概要

議案番号	議案名	内 容						
<p>報告 第31号</p>	<p>熊本県における事務の的確・適正な執行の確保に関する評価報告書の提出について</p>	<p>1 趣旨 地方自治法の規定により、令和3年度の熊本県における事務の的確・適正な執行の確保に関する評価報告書について、監査委員の意見を付して提出する必要がある。</p> <p>2 評価結果 評価対象期間である令和3年度中において運用上の重大な不備を把握したため、熊本県における制度は評価対象期間において有効に運用されていないと判断した。</p> <p style="text-align: center;">評価対象期間中に把握した重大な不備</p> <table border="1" data-bbox="577 766 1375 1489"> <thead> <tr> <th data-bbox="577 766 657 817">No.</th> <th data-bbox="657 766 1029 817">概要</th> <th data-bbox="1029 766 1375 817">是正状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="577 817 657 1489">1</td> <td data-bbox="657 817 1029 1489"> <ul style="list-style-type: none"> ・メール誤送付や個人情報書類を誤って本人以外に交付したこと等により、個人情報が流出する事案が対象年度中に14件発生。 ・当該運用上の不備は、情報の流出という特性上において、事後の対処が極めて困難であることから、県民に対し、大きな経済的・社会的不利益を生じさせ得るものであり、また、本県の社会的信用を毀損させる影響度の高いものである。 </td> <td data-bbox="1029 817 1375 1489"> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報が流出した経緯等を事案ごとに分析し、その傾向等を踏まえ、メール送信に当たったの事前設定や郵送に当たったの窓付封筒の活用などの具体的な防止策を定めるとともに、本制度における重点的に講ずべき対策として掲げることにより、実施の徹底を図る。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>3 監査委員による審査の結果及び意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員への制度の周知不足を原因とするリスク発生報告書の提出漏れが一部の所属で発生していることが確認されたが、いずれも重大な不備には該当しないことを確認した。 ・導入から2年が経過し、制度として定着しつつあるが、評価手続が適正に行われるよう、改めて職員一人ひとりへの制度の意義の周知を徹底し、より効果的な制度となるよう取り組んでいただきたい。 	No.	概要	是正状況	1	<ul style="list-style-type: none"> ・メール誤送付や個人情報書類を誤って本人以外に交付したこと等により、個人情報が流出する事案が対象年度中に14件発生。 ・当該運用上の不備は、情報の流出という特性上において、事後の対処が極めて困難であることから、県民に対し、大きな経済的・社会的不利益を生じさせ得るものであり、また、本県の社会的信用を毀損させる影響度の高いものである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報が流出した経緯等を事案ごとに分析し、その傾向等を踏まえ、メール送信に当たったの事前設定や郵送に当たったの窓付封筒の活用などの具体的な防止策を定めるとともに、本制度における重点的に講ずべき対策として掲げることにより、実施の徹底を図る。
No.	概要	是正状況						
1	<ul style="list-style-type: none"> ・メール誤送付や個人情報書類を誤って本人以外に交付したこと等により、個人情報が流出する事案が対象年度中に14件発生。 ・当該運用上の不備は、情報の流出という特性上において、事後の対処が極めて困難であることから、県民に対し、大きな経済的・社会的不利益を生じさせ得るものであり、また、本県の社会的信用を毀損させる影響度の高いものである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報が流出した経緯等を事案ごとに分析し、その傾向等を踏まえ、メール送信に当たったの事前設定や郵送に当たったの窓付封筒の活用などの具体的な防止策を定めるとともに、本制度における重点的に講ずべき対策として掲げることにより、実施の徹底を図る。 						

報告第 32 号

令和3年度決算に基づく熊本県の財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく熊本県の財政の健全化判断比率及び熊本県が経営する公営企業の資金不足比率について、別冊のとおり熊本県監査委員の意見を付けて報告する。

令和4年9月9日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

令和3年度決算に基づく健全化判断比率等の概要

議案番号	条 例 名	内 容																																																																					
報告 第32号	令和3年度決算に基づく熊本県の財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について	<p>1 趣旨</p> <p>地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、令和3年度決算に基づく熊本県の財政の健全化判断比率及び熊本県が経営する公営企業の資金不足比率について、監査委員の意見を付して報告する必要がある。</p> <p>2 健全化判断比率 (単位：%)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">比率名</th> <th rowspan="2">比率の内容</th> <th rowspan="2">R3年度</th> <th rowspan="2">R2年度</th> <th colspan="2">参 考</th> </tr> <tr> <th>早期健全化基準[注1]</th> <th>財政再生基準[注2]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①実質赤字比率</td> <td>一般会計等に生じている赤字の大きさの財政規模に対する割合</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">3.75</td> <td style="text-align: center;">5.00</td> </tr> <tr> <td>②連結実質赤字比率</td> <td>公営企業を含む全ての会計に生じている赤字の大きさの財政規模に対する割合</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">8.75</td> <td style="text-align: center;">15.00</td> </tr> <tr> <td>③実質公債費比率</td> <td>借入金(地方債)の返済額(公債費)等の大きさの財政規模に対する割合</td> <td style="text-align: center;">7.3</td> <td style="text-align: center;">7.7</td> <td style="text-align: center;">25.0</td> <td style="text-align: center;">35.0</td> </tr> <tr> <td>④将来負担比率</td> <td>借入金(地方債)など現在抱えている負債の大きさの財政規模に対する割合</td> <td style="text-align: center;">198.3</td> <td style="text-align: center;">210.9</td> <td style="text-align: center;">400.0</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注1] 各比率のいずれかが基準以上の場合には、「財政健全化計画」を定め、自主的な改善努力による財政健全化に取り組むことになる。</p> <p>[注2] 各比率のいずれかが基準以上の場合には、「財政再生計画」を定め、国の関与による確実な財政再生に取り組むことになる。</p> <p>3 資金不足比率 (公営企業毎の資金不足額の事業規模に対する割合) (単位：%)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象となる公営企業会計</th> <th rowspan="2">R3年度</th> <th rowspan="2">R2年度</th> <th>参 考</th> </tr> <tr> <th>経営健全化基準[注]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>①電気事業会計</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">20.0</td></tr> <tr><td>②工業用水道事業会計</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">20.0</td></tr> <tr><td>③有料駐車場事業会計</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">20.0</td></tr> <tr><td>④病院事業会計</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">20.0</td></tr> <tr><td>⑤流域下水道事業会計</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">20.0</td></tr> <tr><td>⑥港湾整備事業特別会計</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">20.0</td></tr> <tr><td>⑦臨海工業用地造成事業特別会計</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">20.0</td></tr> <tr><td>⑧高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">20.0</td></tr> </tbody> </table> <p>[注] 比率が基準以上となった場合は、「経営健全化計画」を定め、自主的な改善努力による経営健全化に取り組むことになる。</p>	比率名	比率の内容	R3年度	R2年度	参 考		早期健全化基準[注1]	財政再生基準[注2]	①実質赤字比率	一般会計等に生じている赤字の大きさの財政規模に対する割合	—	—	3.75	5.00	②連結実質赤字比率	公営企業を含む全ての会計に生じている赤字の大きさの財政規模に対する割合	—	—	8.75	15.00	③実質公債費比率	借入金(地方債)の返済額(公債費)等の大きさの財政規模に対する割合	7.3	7.7	25.0	35.0	④将来負担比率	借入金(地方債)など現在抱えている負債の大きさの財政規模に対する割合	198.3	210.9	400.0	—	対象となる公営企業会計	R3年度	R2年度	参 考	経営健全化基準[注]	①電気事業会計	—	—	20.0	②工業用水道事業会計	—	—	20.0	③有料駐車場事業会計	—	—	20.0	④病院事業会計	—	—	20.0	⑤流域下水道事業会計	—	—	20.0	⑥港湾整備事業特別会計	—	—	20.0	⑦臨海工業用地造成事業特別会計	—	—	20.0	⑧高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計	—	—	20.0
比率名	比率の内容	R3年度					R2年度	参 考																																																															
			早期健全化基準[注1]	財政再生基準[注2]																																																																			
①実質赤字比率	一般会計等に生じている赤字の大きさの財政規模に対する割合	—	—	3.75	5.00																																																																		
②連結実質赤字比率	公営企業を含む全ての会計に生じている赤字の大きさの財政規模に対する割合	—	—	8.75	15.00																																																																		
③実質公債費比率	借入金(地方債)の返済額(公債費)等の大きさの財政規模に対する割合	7.3	7.7	25.0	35.0																																																																		
④将来負担比率	借入金(地方債)など現在抱えている負債の大きさの財政規模に対する割合	198.3	210.9	400.0	—																																																																		
対象となる公営企業会計	R3年度	R2年度	参 考																																																																				
			経営健全化基準[注]																																																																				
①電気事業会計	—	—	20.0																																																																				
②工業用水道事業会計	—	—	20.0																																																																				
③有料駐車場事業会計	—	—	20.0																																																																				
④病院事業会計	—	—	20.0																																																																				
⑤流域下水道事業会計	—	—	20.0																																																																				
⑥港湾整備事業特別会計	—	—	20.0																																																																				
⑦臨海工業用地造成事業特別会計	—	—	20.0																																																																				
⑧高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計	—	—	20.0																																																																				

4 監査委員による審査の結果及び意見

- ・審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも正確に算定・作成されているものと認められた。
- ・健全化判断比率及び資金不足比率のいずれも健全化基準を大きく下回っているものの、熊本地震や令和2年7月豪雨からの創造的復興、新型コロナウイルス感染症による危機の克服に加え、世界的な原油価格・物価の高騰等による地域経済への影響等、新たな政策課題への対応を進めていくうえで、将来の財政見通しについては、的確に把握されておくべきである。
- ・今後とも、「新しいくまもと創造に向けた基本方針」を実現するために必要となる財源の確保等に努められるとともに、「中期的な財政収支の試算」を踏まえた財政健全化に取り組んでいただきたい。

報告第 33 号

公立大学法人熊本県立大学の令和3年度における業務の実績に関する評価について
地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第78条の2第6項の規定により、
熊本県公立大学法人評価委員会が行った公立大学法人熊本県立大学の令和3年度における
業務の実績に関する評価について、別冊のとおり報告する。

令和4年9月9日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

公立大学法人熊本県立大学の令和3年度における業務の実績に関する評価について

1 基本情報

(1) 名称及び設立目的

公立大学法人熊本県立大学

(設立目的)

大学を設置し、及び管理することにより、豊かな教養と高度な専門性を有し、総合的な知識と実践力、創造力を備えた有為な人材を育成するとともに、研究成果を社会に還元し、教育研究資源を地域に提供することを通じて、熊本県ひいては国際社会の発展に寄与することを目的とする。

(2) 理事長等

理事長 白石 隆 / 副理事長(学長) 堤 裕昭

(3) 大学の概要(令和4年5月1日現在)

- 学部 文学部、環境共生学部、総合管理学部 (学生数計 2,121人)
- 大学院 文学研究科、環境共生学研究科、アドミニストレーション研究科 (大学院生計 84人)
- 教員数 教授 42人、准教授 41人、講師 2人、助教 3人 (計 88人)
- 事務職員数 事務局 27人、図書館 2人、デジタルイノベーション推進センター 3人、地域・研究連携センター 2人、国際教育交流センター 2人 (計 36人)

2 熊本県公立大学法人評価委員会について

- 地方独立行政法人法及び熊本県公立大学法人評価委員会条例の規定に基づき設置する知事の附属機関。主な事務内容は、法人の業務実績の評価や知事が中期目標を定める際に意見を述べること。委員会は5人で構成され、経営又は教育研究に関し学識経験を有する者から、知事が任命(任期2年)する。

3 令和3年度における評価委員会の業務実績評価概要

(1) 全体評価

- 令和2年度に引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けたが、中期目標の重点項目である「教育の質の向上」「地域に貢献する教育研究の推進」「グローバル化の推進」について、着実な取組が進められている。
- 全体としては、県立大学法人が年度計画に掲げた50項目のうち、2項目は年度計画を上回って実施、47項目は年度計画を順調に実施されており、着実に成果をあげたと評価できる。

(2) 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための取組

① 教育

- 令和2年7月豪雨の発生後、被災した市町村等と連携して、「被災地域復興・再生支援事業」に学生が参画し、地域の諸課題を題材とした教育・研究を実施。また、全学必修のデータサイエンス科目の導入を支える「デジタルイノベーション推進センター」の設置（令和4年4月）を決定。さらに、第36回管理栄養士国家試験の合格率が100%（全国平均92.9%）となるなど、評価できる。

② 研究

- 地域課題解決に貢献する研究の採択件数（115件）が、今期中期計画期間の中で最高となった。特に、③に記載する事業が科学技術振興機構（JST）の支援事業に採択されたことは、県内大学初で、研究においても顕著な成果と評価できる。

③ 地域貢献

- 県や包括協定市町村と連携した「地域おこしスタートアップ事業」、「被災地域復興・再生支援事業」などを着実に進めた。特に、「流域治水を核とした復興を起点とする持続社会」地域共創拠点事業が科学技術振興機構の支援事業に採択され、今後10年にわたって全国の他大学や研究機関（21機関）と連携した様々な研究や活動に取り組んでいくことは評価できる。

④ 国際交流

- コロナ禍において、オンラインを活用した留学に対する支援の拡大、海外インターンシップ等支援金制度を創設するなど、着実に進められていると評価できる。

(3) 業務運営改善・効率化に関する目標を達成するための取組

- コロナ禍の中、オンライン会議等を交えながら適切な大学運営が行われた。
- 学内の情報部門強化・産学官連携体制強化として、デジタルイノベーション推進センター、地域・研究連携センターを設置したことは、独自の取組として評価できる。

(4) 財務内容の改善に関する目標を達成するための取組

- 研究コーディネーターによる外部研究資金の情報収集・情報提供等で、実績額が前年度より約5,200万円増加しており、特に顕著な成果として評価できる。

(5) 自己点検・評価及び情報提供に関する目標を達成するための取組

- ホームページのリニューアル等によって、情報発信件数も前年度を大きく上回っており、計画を着実に進めていると評価できる。

(6) その他業務運営に関する目標を達成するための取組

- 情報セキュリティに係る研修や対応訓練等、着実な取組として評価できる。

報告第 34 号

公立大学法人熊本県立大学の第3期中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第78条の2第6項の規定により、熊本県公立大学法人評価委員会が行った公立大学法人熊本県立大学の第3期中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価について、別冊のとおり報告する。

令和4年9月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

公立大学法人熊本県立大学の第3期中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価について

1 第3期中期目標の概要について

(1) 目標策定について

地方独立行政法人法の規定により、知事は、公立大学法人が6年間に達成すべき業務運営に関する目標を定め、法人に指示する。第3期中期目標の期間は、平成30～令和5年度。今回は、法に基づき、4年目終了時の中間評価を実施。

(2) 主な内容

第3期中期目標においては、次の3点を重点的に取り組む目標として定める。

① 教育の質の向上

地域社会を担う人材の育成を更に推進するため、教育課程及び教育方法等について検証・改善を行い、教育の質の向上を図る。

② 熊本地震からの復興支援を含めた地域に貢献する教育研究の推進

熊本地震からの創造的復興及び防災等に関する教育研究推進、地域課題の解決や県民への学習機会の提供等、地域に貢献する教育研究活動の充実を図る。

③ グローバル化の推進

グローバルな視点で考え課題解決に取り組む人材を育成するため、学生の国際交流の推進や教育研究の国際化を図り、大学のグローバル化を推進する。

2 第3期中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務実績に関する評価概要

(1) 全体評価

- 令和2年度、3年度において、コロナ禍により、一部実施できない部分があったものの概ね着実に計画を実施している。
- 現時点においては、全体として、第3期中期目標の達成が見込まれる。

(2) 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための取組

① 教育【地域貢献、外国語教育、管理栄養士養成等、目標達成が見込まれる】

- 「地域の諸課題を題材とした教育」として、全学で“地域リーダー”を養成する独自の人材育成システム「もやいすと育成システム」に取り組んでいる。
- 留学生の受入拡大に向け、オンライン留学などの工夫を行っている。また、e-learningシステムや国際教育交流コーディネーターの活用等を行っている。
- 管理栄養士の養成に継続して取り組み、近年、国家試験の合格率は、指標の90%を上回る100%近くで推移し、顕著かつ着実な成果をあげている。

② 研究【地域課題解決に貢献する研究の採択件数等、目標達成が見込まれる】

- 令和3年度、地域課題解決に貢献する研究の採択件数（115件）が、今期で最高となった。特に、③に記載する事業が、科学技術振興機構（JST）の支援事業に採択されたことは、研究においても顕著な成果と評価できる。
- ③ **地域貢献【流域治水に係る国の事業採択による活動等、目標達成が見込まれる】**
- 県や包括協定市町村と連携した「地域おこしスタートアップ事業」や豪雨の被災地域を対象にした「被災地域復興・再生支援事業」の実施など、地域が抱える課題解決に向けた取組を着実に実施している。
 - 特に、「流域治水を核とした復興を起点とする持続社会」地域共創拠点事業が科学技術振興機構（JST）の支援事業に採択され、今後10年にわたって全国の他大学や研究機関と連携した研究や活動に取り組んでいくこととなった。
- ④ **国際交流【コロナ禍によるオンライン活用等により、目標達成が見込まれる】**
- 協定校における海外留学・研修等への派遣学生数は、オンラインを含めると検証指標の20名を達成できると見込まれる。なお、海外留学・研修等への派遣学生数は、検証指標の130名の達成は、難しい状況である。
- (3) **業務運営改善・効率化に関する目標を達成するための取組**
- 【コロナ禍、社会状況変化への的確な対応等により、目標達成が見込まれる】**
- コロナ禍の中、オンライン会議の開催や、ワクチンの大学接種を実施する等感染拡大防止と学修機会の確保を両立している。
 - また、「国際教育交流センター」、「デジタルイノベーション推進センター」等を設置して、社会状況の変化に的確に対応していることは評価できる。
 - その他、事務局全体の時間外勤務の削減や重点業務の改善も実施している。
- (4) **財務内容の改善に関する目標を達成するための取組**
- 【外部研究資金の獲得等により、目標達成が見込まれる】**
- 外部研究資金の獲得について、科学技術振興機構（JST）の支援事業の採択もあり、検証指標である94,608千円/年を大きく上回ることが見込まれる。
- (5) **自己点検・評価及び情報提供に関する目標を達成するための取組み**
- 【自己点検・評価及び情報提供の向上に努めるなど、目標達成が見込まれる】**
- ホームページのリニューアルによって、情報発信件数も検証指標（150件/年）を大きく上回っており、取組を着実に進めていると評価できる。
- (6) **その他業務運営に関する目標を達成するための取組**
- 【防災、新型コロナ対応等が適切に行われ、目標達成が見込まれる】**
- 防災対策の強化、新型コロナに対する事業継続対応方針等を定め、施設改修や対応訓練、感染防止策等を適切に行っている。